

岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の統合に係る基本合意書

岩見沢市（以下「甲」という。）と独立行政法人労働者健康安全機構（以下「乙」という。）は、岩見沢市立総合病院（以下「総合病院」という。）と北海道中央労災病院（以下「労災病院」という。）の統合に関し、次のとおり基本合意書を締結する。

（統合の目的）

第1条 甲及び乙は、「岩見沢市立総合病院と北海道中央労災病院の今後のあり方検討委員会」の結果及び「急性期医療機能の維持に向けた協議にかかる合意の場」での議論を踏まえ、南空知医療圏域の人口減少下における岩見沢市内の急性期機能の維持・強化を目指し、医療資源を集約し地域医療の再構築を図るため、総合病院と労災病院を統合する。

（統合の内容等）

第2条 甲及び乙は、総合病院と労災病院を統合し、統合病院を設置する。

- 2 統合病院の設置者及び運営管理者は、甲とする。
- 3 乙は、統合までの間、労災病院の運営を継続する。

（統合の時期）

第3条 統合の時期は、令和8年4月1日を目途とする。

（統合病院の名称）

第4条 統合病院の名称は、甲が決定する。

（診療の継続等）

第5条 甲及び乙は、地域から求められる診療機能の整備に配慮するとともに、統合病院においても両病院の患者が診療を継続して受けられるよう配慮する。

（財産の取扱い）

第6条 乙から甲へ譲渡する財産の対象品目、金額等については、甲乙が協議の上決定する。

（職員の雇用等）

第7条 甲は、労災病院職員のうち統合病院での勤務を希望する者について、原則として統合病院の職員として採用するよう必要な措置を講じるものとする。また、その者の労働条件等については、甲乙が協議の上必要な措置を講じるものとする。

（新病院の設置）

第8条 甲は、統合病院の設置後、令和10年春を目途に新病院を設置するものとする。

（協力義務）

第9条 甲及び乙は、統合病院及び新病院の設置を円滑に行うため、相互に協力するものとする。

（その他）

第10条 本基本合意書に定めのない事項又は疑義等があるときは、甲乙が協議の上定めるものとする。

本基本合意書を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有することとする。

令和3年7月20日

甲 北海道岩見沢市鳩が丘1丁目1番1号
岩見沢市
岩見沢市長 松野 哲

乙 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号
独立行政法人労働者健康安全機構
理事長 有賀 徹

（変更履歴）

令和6年7月29日 変更確認書（第1号）による